

令和3年 7月 27日 開会

令和3年 7月 27日 閉会

令和3年（2021年）第4回

## 紀北町議会（臨時会）会議録

令和3年（2021年）第4回紀北町議会臨時会会議録

（第1号）

令和3年7月27日（火曜日）

令和3年(2021年)第4回紀北町議会臨時会

招集年月日 令和3年7月27日(火)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応招議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不応招議員

なし

令和3年第4回紀北町議会臨時会議事日程 令和3年7月27日（第1日）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第53号 紀北町生涯学習センター条例
第 6	議案第54号 海山図書室等改修工事請負変更契約の締結について
	閉 会

令和3年（2021年）第4回紀北町議会臨時会会議録

第1号

招集年月日 令和3年7月27日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和3年7月27日（火）

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

**地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名**

町長	尾上 壽一	副町長	中場 幹
総務課長	上野 和彦	財政課長	水谷 法夫
企画課長	玉本 真也	建設課長	上ノ坊 健二
海山総合支所長	森岡 純司	教育長	中井 克佳
生涯学習課長	井土 誠		

**職務の為出席者**

議会事務局長	上野 隆志	書記	直江 和哉
書記	久保 有謙	書記	佐々木 猛

**提出議案** 別紙のとおり

**会議録署名議員**

4番	岡村哲雄	5番	大西瑞香
----	------	----	------

**議事の顛末** 次のとおり記載する。

### 瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和3年第4回紀北町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議におきましても感染予防の観点から議員、執行部ともマスクの着用を許可、演台へのアクリル板の設置、休憩時の換気を行いますので、よろしくお願ひします。また、携帯電話の議場内への持ち込みは禁止となっておりますので、よろしくお願ひします。

また、傍聴者の方においても同様でございますので、お願ひいたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野隆志議会事務局長。

### 上野隆志議会事務局

おはようございます。

それでは、議事日程を朗読させていただきます。

令和3年第4回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年7月27日（火曜日） 午前9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 議案第53号 紀北町生涯学習センター条例

第6 議案第54号 海山図書室等改修工事請負変更契約の締結について

以上でございます。

---

## 日程第 1

### 瀧本攻議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

4 番 岡村哲雄君

5 番 大西瑞香君

のご両名を指名します。

---

## 日程第 2

### 瀧本攻議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は、本日 1 日とすることに決定いたしました。

---

## 日程第 3

### 瀧本攻議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 7 月 20 日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件であります。本臨時会の招集に当たり、付議された事件は、条例制定 1



件と契約案件1件の2件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査については、普通会計の令和2年度、令和3年度の5月分及び水道事業会計の令和3年度の5月分について同条第3項の規定により監査委員から報告を受けておりますので、報告書は、議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上壽一町長、中場幹副町長、中井克佳教育長、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4

##### 瀧本攻議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上壽一町長。

##### 尾上壽一町長

皆様、おはようございます。

本日は、議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本臨時会に当たりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

まず、最初に、新型コロナワクチン接種についてでございます。

64歳以下の新型コロナワクチン接種につきましては、ワクチンの供給量が減少していることから、個別接種を当面見合わせ、短期間で集団免疫が獲得できる集団接種を優先することとし、基礎疾患をお持ちの方、年齢の高い方から優先に行う方向で、1回目の接種を8月7日土曜日及び8月8日日曜日に東長島公民館、8月22日日曜日に海山公民館の日程で実施させていただきます。予定でございます。

また、5月30日に海山公民館で実施した集団接種におきましては、使用したワクチン数と

接種者数に6名の相違が判明した件につきましては、6月20日の2回目のワクチン接種の際にご希望をされた796名の方に抗体検査を受けていただき、陽性677名、陰性119名という結果でございました。新型コロナワクチンは、2回の接種を行うことで、より高い抗体を獲得するワクチンであることから、陰性の方にはさらに7月15日に2回目の抗体検査を実施し、ご希望をされた105名の方に受けていただきました。

その結果、6名の方が陰性でありました。6名の方には2回の接種を受けられても抗体がつきにくい方が一定数いらっしゃることで、また接種の回数を重ねるごとに副反応が強くなる場合があることをご理解いただき、ご希望された5名のうち7月25日に4名の方に、さらに1回の接種を受けていただきました。残りの1名の方につきましては、7月29日に接種を受けていただく予定でございます。

検査を受けられました皆様には、ご不安、ご心配をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

続きまして、おでかけ応援サービス「えがお」の運行についてでございます。

新たに実施した本年度の利便性の改善につきましては、運行車両を3台に増やしたほか、配車センターを移転し、オペレーターとドライバーの連携向上を進めてまいりました。今日までの業務実態によりまして、新たな環境下での運用が安定化していることと判断できましたので、かねてから計画をしておりました運行時間の延長を図ることといたしました。

開始時期につきましては8月1日からとし、運行時間を午前7時から午後8時までにするもので、受付時間につきましては午前8時20分から午後5時までといたします。

なお、午前7時から午前8時30分の早朝運行並びに午後5時30分から午後8時の夜間運行につきましては、前日までの事前予約による運行としてまいります。

引き続き、より満足いただける運行を目指し取り組んでまいります。

以上、2件をご報告いたしまして、本臨時会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

以上です。

## **瀧本攻議長**

以上で行政報告を終わります。

お諮りいたします。

本議案の審議に当たっては、会期を1日と決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定のより委員会への付託を省略し、本会議において審議することとしたいと思いますが、

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議に当たっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

---

**日程第5～日程第6**

**瀧本攻議長**

お諮りいたします。

日程第5 議案第53号から日程第6 議案第54号の2件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

異議なしと認めます。

したがって、議案2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上壽一町長。

**尾上壽一町長**

それでは、本議会臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第53号 紀北町生涯学習センター条例であります。海山図書室の移転等に伴い、紀北町生涯学習センターを設置することから、本条例を制定する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号 海山図書室等改修工事請負変更契約の締結についてであります。海山図書

室等改修工事において、工事内容に変更が生じたため、工事請負変更契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、2件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

#### 瀧本攻議長

続いて、議案第53号及び議案第54号の内容の説明を求めます。

井土誠生涯学習課長。

#### 井土誠生涯学習課長

皆様、おはようございます。

それでは、議案第53号 紀北町生涯学習センター条例についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第53号 紀北町生涯学習センター条例

紀北町生涯学習センター条例を別紙のとおり制定する。

令和3年7月27日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

海山図書室の移転等に伴い、紀北町生涯学習センターを設置することから、本条例を制定する必要が生じたためでございます。

現在、改修中の本施設は、1階を海山図書室とパソコン教室などを行う情報学習教室、2階はホール・調理室・会議室として使用することを目的に、8月20日の完成を目指して工事を進めております。

本条例は、施設が完成した後の運営や管理について必要な事項を定めようとするものでございます。

内容につきましては、次ページ以降で説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

第1条は趣旨で、「設置及び管理について必要な事項を定める」としております。

第2条が名称と位置でございます。名称は紀北町生涯学習センター、位置は紀北町相賀488番地1でございます。

第3条は休館日で、月曜日、祝日、年末年始としております。

第4条は開館時間で、午前8時30分から午後9時30分までとしております。

第5条は使用の許可で、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないとしております。

第6条は使用の制限を規定しております。

次の3ページをご覧ください。

第7条は使用許可の取り消し等で、使用許可の取り消し、使用停止、使用条件を変更できるものとしており、その場合において、使用者に損失が生じてもその損失を補てんしないことと定めております。

第8条は使用料で、別表に定める使用料に消費税等相当額を加えた額を前納しなければならないとしております。

次の4ページの別表をご覧ください。

使用される時間帯と使用時間、部屋の広さなどにより各部屋の利用料金を定めております。午前8時30分から午後5時まで、4時間以内を基準に使用料の説明をいたしますと、使用できるのは2階のみで、会議室は1,000円、調理室が1,500円、ホールが3,000円となっております。また、営利目的に使用する場合は、使用料の3倍の額と定めております。

ここで、3ページに戻っていただきますと、第2項で、「規則で定めるところにより、使用料を減額または免除することができる」と定めており、別に定める管理規則により、町や教育委員会、自治会等の行う事業や社会教育活動の団体等が活動する事業には、使用料を減免できることとなっております。

次に、第9条は使用料の還付で、規定されている各号の場合を除き、使用料は還付しないこととしております。

第10条は使用者の義務で、使用目的以外に使用してはならないことと、使用を終了したときは直ちに使用場所を現状の復さなければならないこととしております。

第11条は、損害賠償について定めております。

第12条は委任について定めており、条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定めるとしております。

次に、附則についてでございます。

まず、本条例の施行日ですが、附則第1条で、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行するとしております。

次に、第2条で、紀北町生涯学習センター条例の廃止について定めております。この紀北町学習センターとは、紀北教育会館内に児童図書室やパソコン教室などを行っている情報学習教室を町民の学習の場を提供することを目的としたものであり、今回の移転に伴い廃止する条例でございます。

最後に、第3条で、紀北町図書館条例の一部改正についてですが、新旧対照表でご説明いたします。

5ページをご覧ください。

紀北町図書館条例の名称及び位置について、今回の移転に伴い、第2条の表中、海山図書室の位置を「513番地」から「488番地1」に改め、同表児童図書室の項を削ることといたします。

当条例の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 井土誠生涯学習課長

続きまして、議案第54号 海山図書室等改修工事請負変更契約の締結についてご説明させていただきます。

議案書の6ページをご覧ください。

議案第54号 海山図書室等改修工事請負変更契約の締結について、次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

1. 契約の目的 海山図書室等改修工事
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約の金額 変更前 6,600万円  
変更後 6,738万2,700円
4. 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町相賀299番地1  
株式会社 塩谷組  
代表取締役 村田和隆

令和3年7月27日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

海山図書室等改修工事において、工事内容に変更が生じたため、工事請負変更契約を締結するに当たり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の習得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

詳細な説明に入る前に、資料の説明と変更内容の概要を説明させていただきます。

7ページ資料1は、工事費と工事概要、変更内容、工期などを記載してあります。こちらは、この後詳細に説明させていただきます。

8ページの資料2をご覧ください。

こちらは、1階図書室の平面図となっております。それぞれのゾーニングには変更ございません。参考として添付させていただいております。

資料の右側の③、④のところが入口となっております。入ってすぐの黄色の部分が共有ゾーン、上のピンク色のところが読み聞かせや児童図書を扱う児童書ゾーン。その左の少し薄いオレンジ色の部分が新聞や雑誌を閲覧するブラウジングゾーン、壁を挟んでその左の緑色部分が一般書ゾーンで、小説や専門書などを配架いたします。図面の中央部分の濃い水色の部分が管理ゾーンで、図書司書が図書の貸出しや返却、施設の管理を行うゾーンとなります。その下の水色の部分が学習ゾーンとなっており、その右が紫の部分が、パソコン教室の部屋となっております。これらの内容に変更はございません。

次に、9ページ資料3は、左側が2階平面図で右側が屋上の平面図となっております。こちらも図面等の変更はございませんが、左側の2階平面図の各部屋の名称は、建設当時の名称を記述しており、先ほどの議案とは部屋の名称が異なります。先ほどの名称で説明させていただきますと、「会議室」は「会議室」のままでございますが、図面の集会室、右手の「集会室」は53号議案では「ホール」というふうに変更しております。左側の「栄養相談室」も「調理室」というふうな形で53号のほうは表示しております。真ん中の「ホール」という部分は、貸出し対象ではない2階の「ロビー」というふうな形の扱いになります。この資料3では、屋上の金属工事である笠木という防水処理の部分があるんですが、その下地処理の変更がございました。

次に、10ページの資料4をご覧ください。

こちらは施設の配置図に主な変更箇所を表示しております。入口付近の階段部分とスロープ部分に、高齢者等に配慮して手すりを追加いたしました。また、既存のポールライトが壊れていたことによる改修や夜間時の各種講座や避難所の利用を考慮し、左側の夜間入口の進入路の部分にブラケットライトを追加いたしました。また、その入り口の進入路が木製のスロープであったため、こちらはコンクリート製のスロープに改修いたしております。

次のページ、資料5は、施設の立面図でございます。左側の西側立面図には施設名称のサイン工事の追加を表示し、右側の南側立面図には飛散防止フィルムの追加部分を表示いたし

ました。

それでは、資料7ページの資料1に戻っていただいて詳細にご説明いたします。

工事費につきましては、請負金額が変更前6,600万円、変更後6,738万2,700円、増減といたしては138万2,700円の増額でございます。その内訳の工事価格が変更前6,000万円、変更後6,125万7,000円、増減といたしましては125万7,000円の増額、また消費税は、変更前600万円、変更後612万5,700円、増減といたしましては12万5,700円の増額でございます。

工事概要について説明させていただきますと、まず建築工事は、主な工事内容といたしましては、仮設工事、防水工事、木工事、金属工事、塗装工事、内外装工事、ユニット工事、撤去工事ほかでございます。

建築工事の主な変更内容としましては、先ほどもご説明いたしました、金属工事で屋上の躯体の壁の一番上にあるアルミの笠木の施工において、既存の設備を撤去したところ、壁の外側と屋上側に段差があったことから、段差解消の下地の工事の追加が必要となりました。あと、階段部分とスロープ部分に先ほどもご説明いたしました、高齢者等に配慮し手すりを追加いたしました。また、1階の窓の一部、ガラス保護フィルムがなかった部分があったため、こちらもガラス保護フィルムを施行することといたしました。

さらには、施設名が屋外からも分かりやすく見えるようにサイン工事を施設右側上部に追加して設置することといたしました。これらの追加工事に伴い、変更前3,325万4,000円から変更後3,477万2,000円、151万8,000円の増額となっております。

次に、電気設備工事では、主な工事内容は、電灯設備工事、動力設備工事、構内交換設備工事、拡声設備工事、火災報知設備工事、撤去工事ほかでございます。

主な変更内容は、電灯設備工事において、施設の前面にある既存のポールライトが壊れていたことによる改修や夜間時の各種講座や避難所としての利用を考慮し、夜間入口部分にブラケットライトを追加いたしました。また、構内交換工事では、Wi-Fi設備の追加やビジネスフォンからコードレス電話機への変更などの工事に伴い、変更前1,382万4,000円から変更後1,421万8,000円、39万4,000円の増額となっております。

次に、機械設備工事では、主な工事内容は、空気調和設備工事、換気設備工事、衛生器具設備工事、撤去工事ほかでございます。

主な変更内容は、空気調和設備工事の配管の減少や自動制御設備工事の電線管の減少による変更に伴い、変更前1,292万2,000円から変更後1,226万7,000円、65万5,000円の減額となっております。



続きまして、下のほうにある工期でございますが、完成期限に変更はなく、令和3年8月20日の工期で、現在の進捗率は85%となっております。

以上で議案第53号、議案第54号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

#### 瀧本攻議長

以上で議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する審議を行います。

---

### 日程第5

#### 瀧本攻議長

日程第5 議案第53号 紀北町生涯学習センター条例を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君。

#### 11番 近澤チヅル議員

おはようございます。

今、生涯学習課長から詳しい説明を受けました。1点だけ質問いたします。

4ページの附則のところですね、今の説明では、1条でも生涯学習センター条例の廃止、括弧にあります。そして、2条のところでも紀北町学習センターを廃止するのにこの条例を作ったという説明があったんですけども、私、紀北町学習センター条例というのはないように思います。そこのところだけ1点お伺いします。

#### 瀧本攻議長

井土誠生涯学習課長。

#### 井土誠生涯学習課長

紀北町学習センター条例というのは、紀北教育会館内にある児童図書室、パソコン教室ですね、パソコン教室のほうが情報学習教室というんですけども、そちらの利用の管理運営等を定めた学習センター条例及び規則というのがあるんですけども、そちらのほうの条例

の廃止のほうに当たります。

以上です。

**瀧本攻議長**

11番 近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

そうしますと、今の説明ですと、紀北町学習センター条例というのはあるという理解ですよ。でも、例規集には、私、タベこの条例を確かめたのはもう今日になっていましたので、夜中にですね、何回も例規集を確認しました。でも、紀北町学習センター条例はありませんでした。そののちをはっきりとお答え願いたいと思います。

センターはあったんですけども、センターの説明にもそういう、今、課長がおっしゃったような説明はホームページにも載ってありました。でも、学習センター条例はないように思います。確かめてください。

**瀧本攻議長**

井土誠生涯学習課長。

**井土誠生涯学習課長**

紀北町学習センター条例は、平成17年10月11日条例第165号で改正され、紀北町学習センター条例として設置されております。

**瀧本攻議長**

どうぞ、近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

すみません。私、ホームページのほうでしか、五十音順にですね、紀北町学習センター条例というところ、紀北町のところで見ただけですけども、その中にはないんですね。そこら辺の見方、私自身真夜中でしたので、頼るところがインターネットしかなかったもので、そのところで例規集をホームページで開いて、「か・き」の「き」のところを探したんですけども、そういう条例は載っていなかったんですが、大変なことだなという思いで質疑させていただきました。

もし、それが本当にあるのかないのかということによっては、取り消しとか私求めたいと思うんです。もう3回しかできないので。

そのところだけ。例規集にあるのですね。私、ホームページではなかったです。

**瀧本攻議長**

中場幹副町長。

**中場幹副町長**

すみません。今、手元にうちの例規集がございまして、ここに紀北町学習センター条例ということで載っております。

先ほど、議員がおっしゃったインターネットの検索でございますが、これは紀北町を入ると紀北町しか出てきませんので、普通引くときは、学習センター条例で検索ということになろうかと思えます。ここに間違いなく載っております。

**11番 近澤チヅル議員**

議長、4度目でだめですか。

ただですね、正確にこの文章からいきますと、条例を調べる場合、紀北町学習センター条例とあるものですから。

**瀧本攻議長**

あまり僕はね、それ認めるとね、4回になってくるよって、ちょっとやめていただきたい。

**11番 近澤チヅル議員**

はいはい、本来、「き」のところへ載せるべきじゃないんですか、条例、例規集ですね。

**瀧本攻議長**

その発言はちょっと後で。後で執行部と話をしてください。

ほかに質疑される方はありませんか。

柴田洋巳議員。

**3番 柴田洋巳議員**

条例について質問いたします。2つあります。

1つは、第5条、使用の許可のところですね。これはなぜ届け出でなくて許可なのか。それが1つ。

それから、もう1点は、6条の(3)の下の方です。「第2条第2項に規定する暴力団の利益になるとき」と、この暴力団の利益になるとき。これはどういうことなのかね。その2点を質問します。

なお、最初の届出ではなくて許可なのか。これについては重大な意味を持ちますので、尾上町長が直接答弁をしていただきたいと思えます。

**瀧本攻議長**

尾上壽一町長。

## 尾上壽一町長

この生涯学習センターの許可につきましてはですね、町有施設でございます。そういう中では、施設管理についての権限は町にございますので、許可・不許可、そういうことを実行できるということです。それを条例で定めることによって実行できるということです。

それと、第6条の3はですね、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律にある第2条第2号に規定する暴力団。だから、この法律にある第2条第2号に規定する利益ということになります。

## 瀧本攻議長

よろしいですか。

### 3番 柴田洋巳議員

どういう内容ですかと聞いたんです。

## 瀧本攻議長

今、暴力団のあれって。

### 3番 柴田洋巳議員

利益になる。

## 瀧本攻議長

じゃ、ちょっと立って。

### 3番 柴田洋巳議員

答弁漏れですよ。

## 瀧本攻議長

答弁漏れでしますので、どうぞ。

### 3番 柴田洋巳議員

今、私が2つ目質問したのはですね、暴力団の利益になるときというのはどういう内容ですかということを聞いているんです。具体的に。利益もいっぱいありますので。

## 瀧本攻議長

執行部は答えていると思うんですけども、再度、尾上壽一町長。

## 尾上壽一町長

基本的にですね、この条例は、ここ引用しておりますので、その引用による防止等に関する法律というのは今手元に持っておりませんので、それはこれを条例を執行する上で第2条第2号に規定する暴力団の利益を十分そこをしっかりとってですね、使用の制限をかけてい

くということです。

#### 瀧本攻議長

井土誠生涯学習課長。

#### 井土誠生涯学習課長

すみません、先ほどの暴力団の不当な行為等の防止に関する法律第2条第2号の規定するという話なんですけれども、紀北町が設置する公の施設から暴力団排除措置要綱というのもございまして、紀北町の設置する公の施設による暴力団の不当な活動の排除や当該施設の適正な利用を確保するために必要な事項のほうは定めております。これらの目的をさらに分かりやすくするために、本条例に記載して使用を制限するものでございまして、暴力団等の不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号というのは、暴力団、その団体の構成員（その団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不当行為等を行うことを助長するおそれがある団体等が利益をこうむる場合がある場合があるときというふうに解釈しております。

#### 瀧本攻議長

柴田洋巳君。

#### 3番 柴田洋巳議員

2回目ですよ。

ますます今の説明は分からなくなる。だから、私が言っているのは、そこで博打をすとかね、そういうことを止めるとか、そういう話かと思ったんですけども、何か法律に定められているからこうすると、そういう話でしたよね、今ね。まあ、しょうがないでしょうね。

それと、最初のですね、許可。届出じゃなくてなぜ許可にしたかと、その辺についてですね、他の条例とちょっと比較私しました。生活環境の保全に関する条例、これは届出制です。ああいう重大な条例が届出制になっているんです。それで、私から言わせると、この生涯学習センターの条例は、まあ大したことないですよ。だから、そういう違いを尾上町長が知らないんじゃないかと、その重要性をね。それを私、なぜこれを許可制にしたのか。それを私聞きたかったんです。もう一度答弁いただければありがたい。

#### 瀧本攻議長

尾上壽一町長。

#### 尾上壽一町長

先ほど申し上げたように、これはですね、町の施設があります。それに対する条例です。だから、町に施設を管理する権限というのがあります。これ条例を作ることによって権限発

生しますよね。だから、そういうことです。

それで、生活環境の保全に関する条例についてはですね、憲法第94条、それで地方自治法の第14条、これに基づいて議論してまいりました。極端に言えば、その土地とかはですね、紀北町のものではございませんので、そういう中で首をひねっていますけれども、94条と14条に基づいて我々は提案してきたものを、議論してきたものを議会にお認めいただいて施行したということでございます。

#### **瀧本攻議長**

最後ですね。

柴田洋巳議員。

#### **3番 柴田洋巳議員**

今の話、議長、分かります。

私は分からないんです。だからもう一遍質問します。

先ほどの生活環境の保全に関する条例、これをちょっと本当に大事なことなのでそれを比較したいんですけれども、ああいう条例でですね、届出制なんて全国に本当に私はないと思っています。にもかかわらずね、町長はそういうふうに頑張っていると。その辺に私は紀北町の将来が危ないなと思っているわけなんですよ。

ということで、本当に生涯学習センターの使用する上での手続きは、届出制で僕は十分だと思うんですよ。何も生活環境の保全に関する条例が届出制であるにも関わらず、なぜこれを許可制にするのか、それが私には全く分かりません。

ということで答弁いただければと思っていますけれども。これで3回目の質問を終わります。

#### **瀧本攻議長**

私はもう答弁されとると思うんですけれども、答弁重なるけど。

尾上壽一町長。

#### **尾上壽一町長**

基本的に権限というものはですね、どういうもので与えられているかということなんですけれども、地方自治体なんかですね、法令またはこれに基づく政令によって処理することを処理するという中で権限というものが与えられておるのです。法律なんて関係ないとこれ言われれば、これ何も私は議論してもしょうがない話なので、その中で権限というのは、公法上、国家または公共団体が法令の規定に基づいてその職権を用いる範囲なんです。これが条

例とかそういうもので我々は作れるものを作るんです。だから、これを自分の持ち物、紀北町の持ち物であるそういう権限をかけられるんです。だから、他人の家を建てるのに何ら関係ないのに、あんたは建てたらあかんよとかそういう話ではないんですよ。

基本的に長く話するとだんだんややこしくなるので、簡潔にしたいと思いますが、権限というものは、その係る範囲がございます。だから、範囲の中で条例を作ってその権限を我々は行使するわけなので、それは生涯学習センターは紀北町の持ち物であって、その権限の範囲の範疇であるから我々は許可とか禁止ということの表現ができると判断しております。

**瀧本攻議長**

ほかにありませんか。

田島明良君。

**2番 田島明良議員**

この生涯学習センター条例を作るに当たり、この学習センターというのは以前は老人福祉センターがあったと思うんです。老人福祉センターに対して、私、例規集見ていないんですけども、老人福祉センターの条例というのはなかったんですか、お聞きします。

**瀧本攻議長**

井土誠生涯学習課長。

**井土誠生涯学習課長**

老人福祉センター条例は、以前の議会にて廃止のほうをさせていただいております。

以上です。

**瀧本攻議長**

田島明良君。

**2番 田島明良議員**

記憶にないんですけども、いつでしょうか。

**瀧本攻議長**

井土誠生涯学習課長。

**井土誠生涯学習課長**

廃止は、令和3年3月23日の条例第11号となっておりますので、令和3年の3月議会での廃止ということになります。

**瀧本攻議長**

ほかに質疑される方はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論をされる方はありますか。

11番 近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

議案第53号 紀北町生涯学習センター条例の反対討論を行います。

私は、質疑の中でも、附則の中に紀北町学習センター条例とうたっているのに、紀北町学習センター条例はあるのかと質問いたしました。そうしたら、例規集にもない、例規集には学習センター条例というのがあるとそういう返事でした。

でも、問題は、紀北町学習センター条例なんですね。私、「き」から調べたのは間違いではないと思います。このような条例はございません。

即刻、撤廃することを求め、私の反対討論といたします。

学習センター条例はあるのではないかと思います。私は調べておりません。でも、今回、紀北町学習センター条例とうたっております。そのことを強く強調して私の反対討論と、議運も通っておりますが、もう夜中も過ぎていましたので、今になってしまいました。そのことを申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

**瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論をされる方ありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

次に、原案に反対討論される方ありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第53号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

( 多 数 挙 手 )



**瀧本攻議長**

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第6**

**瀧本攻議長**

日程第6 議案第54号 海山図書室等改修工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

15番 平野隆久君。

**15番 平野隆久議員**

1点だけお伺いします。

7ページに変更内容で電気設備工事の中でのWi-Fi設備追加ということ。Wi-Fi設備するのは大いに大賛成なんですけれども、このWi-Fiは、フリーWi-Fiなのか、それとも鍵付きWi-Fiなのか、まずその点についての答弁を求めます。

**瀧本攻議長**

井土誠生涯学習課長。

**井土誠生涯学習課長**

Wi-Fi設備のフリーWi-Fiかどうかということなんですけれども、基本的にフリーWi-Fiを前提に検討していきたいと思っております。ただ、利用方法等ですね、いろいろ難しい部分があると思いますので、いろいろ検討させていただきながら進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

**瀧本攻議長**

平野隆久君。

**15番 平野隆久議員**

今のフリーWi-Fiということでしたので、基本的には設備の中にあるのは鍵付きが結構多いですね。ちょっと僕そこら辺はつきりしないんですけども、よくフリーWi-Fiですると、割と入らない状況というのが結構ありますもんで、鍵付きのほうが結構入る状況があるのかなというふうに僕は認識しています。その点はちょっと確認して、鍵付きでも別に施設の中で鍵付きでこういう番号ですよという明記を何か所かある程度したら、それでも十分いけると思いますので、まずそのフリーWi-Fiか鍵付きWi-Fiは、入りやすい状況を作っていただくことを前提としてやっていただきたいと思いますので、その点についての答弁を求めます。

#### 瀧本攻議長

井土誠生涯学習課長。

#### 井土誠生涯学習課長

おっしゃるように、Wi-Fiのほうの利用方法を十分検討させていただきながら、使いやすい施設、また学生等の利用もあると思しますので、いろいろ検討させていただきながら考えていきたいと思っております。

#### 瀧本攻議長

よろしいですか。

ほかに質疑される方ありませんか。

6番 原隆伸君。

#### 6番 原隆伸議員

3点質問させていただきます。

1点目が機械設備工事の配管と電气管の延長の減少というのがございます。これは何mぐらいかということと、それからなぜ変更したのか、この理由ですね。

それから、2点目としまして、紀北町生涯学習センターという館名サイン：SUS箱文字350角とありますけれども、これは追加工事になっていきますけれども、当然設計工事の中に含まれていなきゃいかんものだと思うんですけども、それとガラス面の飛散防止フィルム張りというところがありますけれども、ほかの窓はフィルム張りできていて、ここだけできていないものでここをやるのか。とするならば、ここだけやる理由は何なのかちょっとお聞きします。

#### 瀧本攻議長

井土誠生涯学習課長。

## 井土誠生涯学習課長

まず、機械設備の配管延長等のお話があったと思います。こちらのほうのご説明をさせていただきますと、空気調和設備工事のドレン用のポリ塩化ビニル配管等の防露巻が13mほど減少しております。そちらのほうやエアコン等の自動制御設備の工事のほうの電線管が89mほど減少しております。こちらのほうの電線管やビニル管の延長の減少がありました。こちらは、既存の設備がもちろんございまして、天井があるんですけれども、その天井の中に配管されております。そちらの配管を防護管等で行う予定でしたが、工事を行うに当たって、その中に直接配管をすることができなかつたり、配管なしに電線管等を通すほうが工事として適切であるという判断のもと、させていただきます。

それと、サイン名でございます。館名のサインでございますが、もともと小さな文字の館名サイン工事は入っておりましたが、検討する中で、やはり道路側から見てもはっきりわかる大きな表示が必要ではないかということで、右側の上のほうに今回館名工事のほうをつけさせていただいたところでございます。

それと、防護フィルムのお話があったと思うんですけれども、こちらは南側の面におきましては、この部分だけ保護フィルムが張られていない状態でございます。こちらの確認不足であったことなんですけれども、ほかの南側の窓には全て張られておりましたので、図書の保護を含めまして南側の面にはこの部分を設置し、対応したいというふうに考えて設置いたしました。

以上でございます。

## 瀧本攻議長

6番 原隆伸君。

### 6番 原隆伸議員

この配管延長の減少というのですね、当然、設計変更するからこういうことが起こるんだと思うんですけれども、この距離から見てとそれから工事の加減から見てですね、どうしてもそういう設計変更せざるを得ん状況が生まれたと思うんですけれども、その理由についてももう少し詳しくお願いします。

それから、館名サインについては、初め小さかったというのもちょっとおかしな話ですね、設計段階でなぜそうだったのかというのがちょっと疑問が残るし、ほかの窓はついていたのにここだけついてないというのも、これもなぜそうなのかという、何か当初設計の問題点なのかチェックミスなのか分からんけれども、今後こういうことがないようにやっていた

だきたいと思います。

以上です。

#### **瀧本攻議長**

井土誠生涯学習課長。

#### **井土誠生涯学習課長**

天井の配管につきましては、やはり撤去してみないと分からない部分もありまして、撤去できる部分とできない部分、また配管できる部分というのが天井を外してみてもちょっと分かったところがございますので、このような変更になっております。

それと、おっしゃるように、サイン工事や防護フィルムについて、当初の設計が甘いのではないかということではないかと思うのですけれども、おっしゃるように確認不足の部分も多々あります。ただ、どうしても工事を行っていく中でこのような問題点等は、その状況に合わせて検討させていただきたいと考えておりますので、設計にもっとしっかりとできるような対応を今後考えていきたいと思います。

以上です。

#### **瀧本攻議長**

いいですか。

原隆伸君。

#### **6番 原隆伸議員**

今後、チェックとかそういうところをきちっとするという言葉をいただきましたので、今後の課題としてよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

#### **瀧本攻議長**

答弁はよろしいですね。

ほかに質疑される方ございますか。

4番 岡村哲雄君。

#### **4番 岡村哲雄議員**

すみません。今頃思いついて申し訳ございません。

2点あります。

1つは7ページでございます。電話設備変更でビジネスフォンからコードレス電話機とありますけれども、このビジネスフォンでたしか親機があって子機に分配するやつやと思いま

す。コードレス電話機はですね、親機・子機のことなんですかということが1点と、それから、もしそうならば、子機を置くところはどこへ置くかということ。

もう1点だけですけれども、夜間ですね、上のホールとか会議室も使えるということになっておるんですけれども、夜間は、確認ですけれども、やはり1階の図書室を通過して上り下りするんでしょね。これを確認したいと思います。

以上です。

#### 瀧本攻議長

井土誠生涯学習課長。

#### 井土誠生涯学習課長

最初のビジネスフォンの電話機のほうからご説明させていただきます。

こちらは、ビジネスフォンの電話機とその交換設備等がある電話の設備が必要な、交換設備等が必要な本格的な電話機から、家庭用電話機と言うんですか、そちらのほうの持ち運びできる子機のようなものを持った機能のもので対応できるというふうに司書のほうと話させていただいて、考えさせていただきました。各受付であったりとか、パソコン教室のほうに備え付けさせていただいて対応することとしております。

あと、夜間の1階、図書室を通るかというお話でございますが、こちらは先ほど図面のほうで説明させていただいたブラケットライトというのが配置した左側のほうから入っていただきます。少し図面のほうで説明させていただきますと、すみません、8ページのほうを見ただくとですね、下のほうのC、Bというところがあると思うんですけれども、こちらのほうから夜間の出入りはしていただきたいと考えております。そのまま真っすぐ上へ上がっていただきますとですね、黄色の部分と接続する部分があります。こちらのほうの部分で、ここから中に入ると図書のほうになるんですが、右手へ行くと2階のほうに上がる階段になっております。夜間はここをルーバーという木の壁みたいなので閉じて、図書室のほうには入れないような形で管理したいというふうに考えております。

以上でございます。

#### 瀧本攻議長

よろしいですか。

ほかに質疑される方はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

#### 瀧本攻議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

次に、原案に賛成討論される方ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**瀧本攻議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6 議案第54号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

( 全 員 挙 手 )

**瀧本攻議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

**瀧本攻議長**

以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 32分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 3 年 9 月 14 日

紀北町議会議長                      瀧本 攻

紀北町議会議員                      岡村哲雄

紀北町議会議員                      大西瑞香